

XIII 保険法・保険業法等について

- (1) 消費者保護を目的とする保険法を、会員が特定された労働組合が実施する自主共済と、不特定多数の契約者を対象とする民間保険業者を同一視して、一律に規制する適用を行わないこと。
- (2) 構成員の団結を促進する「助け合い」事業として、民主的に運営されている自主共済は、保険業法の対象から除外すること。
- (3) TPP11、日欧 EPA、日米 FTA など国際間経済協定は、外資系損保・生命保険業界による金融・保険市場を拡大し、共済への規制強化の圧力を強め、日本の経済主権を侵害するものであり、国際間経済協定から離脱すること。